

市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

市立岸和田市民病院に勤務する職員の離職防止及び働きやすい環境づくりのため院内保育所を設置している。

この運営においては、効率的かつ安全・安心で充実したサービスを安定的に提供していくことが求められるため、院内保育所運営実績のある専門業者に運営を委託することとし、公募型プロポーザル方式により選定するため必要な手続等について定める。

2 業務概要

(1) 業 務 名 : 市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託

(2) 業務内容 : 別紙「市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託仕様書」のとおり

3 保育所の概要

(1) 所 在 地 : 岸和田市小松里町2053番地

(2) 受 入 対 象 : 生後57日目から未就学児

(3) 利用対象者 : 市立岸和田市民病院に勤務する職員等（以下「病院職員等」という）が保護者である乳幼児

(4) 施 設 概 要 : 延床面積142.09㎡ うち保育室面積76.256㎡

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立

てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 応募申込書の提出時点で、本件仕様書と同等の業務を大阪府内の病床数 300 床以上の病院において、直近 3 年以内に請け負った実績を有する者であること。
- (10) 大阪府内に本社又は営業所がある事業者であること。

5 選定方法

プロポーザル方式による選考とし、応募者より提出される企画提案書等の内容を審査した上、最も優れた事業者を選定する。

6 応募手続等

(1) 実施要項等の配布

ア 配布期間：令和 7 年 8 月 4 日（月）～令和 7 年 8 月 15 日（金）

午前 9 時～午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時は除く。）

イ 配布場所：市立岸和田市民病院 事務局経営管理課（3 階）又は当院ホームページからダウンロード

(2) 質問及び回答

ア 提出期限：令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時必着

イ 提出方法：別紙の質問書（様式 7）により、次の送付先まで電子メールにて送付すること。電子メール送信後、下記担当まで電話により送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。質疑がない場合も、質疑

がない旨を電子メールにて提出すること。

※電子メール以外（電話又は口頭等）の質問は一切受け付けない。

送付先：市立岸和田市民病院 事務局経営管理課

メールアドレス：byouin@city.kishiwada.osaka.jp

- ウ 質疑の回答：令和7年9月1日(月)午後5時までに、応募予定業者すべてに電子メールにて回答する。なお質問の回答は、本実施要項等の追加又は修正とみなす。

(3) プロポーザル参加申請書（様式1）等の提出

ア 提出期限：令和7年9月16日（火）午後5時まで※郵送の場合は、必着

イ 提出先：市立岸和田市民病院 事務局経営管理課（3階）

ウ 提出方法：応募者が持参（平日午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時は除く。）又は郵送すること。

エ 提出書類：プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要項、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、本市で令和7年度入札参加資格審査申請を行っている場合、⑥～⑨は不要とする。

	提出書類	部数	注意事項
①	プロポーザル参加申請書 （様式1）	1部	
②	企画提案書（様式2）	15部	・【別紙1】企画提案書作成要領参照
③	保育施設受託実績表 （様式3）	15部	
④	会社概要書（様式4）	15部	
⑤	業務委託見積書（様式5）	15部	・【別紙2】業務委託見積書について参照
⑥	法人の登記事項証明書	1通	・発行日より3カ月以内。写し可。
⑦	法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その3の3）	1通	・発行日より3カ月以内。写し可。
⑧	誓約書（様式6）	1通	
⑨	法人市民税の完納証明書	1通	・岸和田市に事業所を有する場合のみ。 ・発行日より3カ月以内。写し可。
⑩	決算書		損益計算書、貸借対照表及び剰余金又は 欠損金の処理状況を明らかにした書類 （直近の過去3ヵ年分）

オ 応募にかかる企画提案書

企画提案書は、②企画提案書（様式２）を表紙に、企画提案書作成要領【別紙１】の項目２（１）－①～（４）－⑤の順に番号を付し記入の上、綴じて１冊とすること。ただし、規格はＡ４サイズ左綴りとし、簡潔にわかりやすく記入すること。

７ 審査方法等

事業者の選定は、提出書類及び企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市立岸和田市民病院業者選定指名委員会においてあらかじめ定めた評価基準に基づいて提案内容や価格などを総合的に審査し、審査の結果、最も評価の高い者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。ただし、提案者が１者のみの場合、審査結果によっては選考されないことがある。

（１）プレゼンテーション

ア 開催日時・場所

- ① 令和７年１０月７日（火）（予定）
- ② 詳細な日時、開催場所については後日プロポーザル参加予定者に通知する。

イ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション・質疑応答で３０～４０分程度

８ 審査結果の通知

プロポーザル参加者全員に選定（優先交渉権者）又は非選定の結果を文書で通知する。また、審査結果通知の翌営業日以降、下記項目を所管課において閲覧に供するものとする。なお、電話等による問い合わせには応じない。

【公表事項】

- ・優先交渉権者の名称及び総合点
- ・その他参加者の名称（五十音順）
- ・その他参加者の総合点（得点順）※参加者の名称は公表しない。
- ・選定委員の所属及び役職名

９ 企画提案の辞退

参加申請書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、当院担当者へ連絡の上、速やかに辞退届（様式８）を持参又は郵送すること。郵送の場合は、必ず「特定記録」で送付すること。

１０ 選定後の手続

- （１）審査結果通知後、選定された交渉権者は病院の指定する期限までに、保育所運営に伴

う協議を病院側と行うため、担当者の派遣をすること。

- (2) 上記7により選定された優先交渉権者と当院との間で、契約内容に関する協議を行い、詳細な事項の調整を行った上で、協議が調った場合、委託契約を締結する。協議により、必要に応じて仕様書を変更して締結するため、提案された内容、見積額が変わる場合がある。
- (3) 当該協議が不調となった場合や、優先交渉権者の提案において虚偽、不正又は違反が認められた場合は、優先交渉権者を失格とし、次点者と契約内容を協議し、契約締結を行うこととする。
- (4) 本プロポーザルは、岸和田市令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって岸和田市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

11 その他

- (1) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めないが、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。また、提出書類等は審査等が終了しても返却しない。
- (2) 提出書類等の複製を作成する場合がある。また、岸和田市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (3) プロポーザルの参加申請にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (4) 本募集の開始から選考終了までの間、当院に対する営業活動は禁止とする。
- (5) 応募者は審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (6) 提案事業者が5者以上となる場合は、書類審査を行い、提案事業者を4者に絞る。
書類審査により不採用となった提案事業者には別途、9月30日までに通知する。

12 本件に関する問合せ先

市立岸和田市民病院 事務局経営管理課 人事・給与担当
〒596-8501 岸和田市額原町1001番地
TEL：072-445-1000 FAX：072-441-8812
メールアドレス byouin@city.kishiwada.osaka.jp